

大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
1	—	基準 i はじめに	<p>【該当箇所・修正案】 （第1段落） この「大学評価基準」は、・・・する、国・公・私立大学に係る（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に係る評価（以下、「機関別認証評価」という。）に関するものです。大学評価基準は・・・</p> <p>【理由】 実施大綱との平仄。何の説明もなく突然、「機関別認証評価」とするのはおかしい。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「この「大学評価基準」は、・・・する、国・公・私立大学に係るの教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたに関するものです。大学評価基準は・・・」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
2	—	基準 i はじめに	<p>（文章の表現について） 「大学評価基準は、大学の正規課程・・・における教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するためのもの」とされているが、実施大綱では「教育活動を中心とした」とされていることから、表現を統一していただきたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>
3	—	基準 i はじめに	<p>【該当箇所・修正案】 （第2段落） ・・・各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあ りいます。・・・</p> <p>【理由】 貴機構の基準の判断におけるスタンスを示す箇所であるので、例示的な表現よりも、断定的な表現の方がふさわ</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「・・・各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。・・・」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			しい。	
4	— i	基準 はじめに	<p>【該当箇所・修正案】 （第5段落） ……。大学の目的は、……。教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、……。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らしてを踏まえて行われることとなります。</p> <p>【理由】 1) 「大学評価基準（大学機関別認証評価）（改訂案）新旧対照表」P5の「改訂の理由」において、『……。教育活動』……。遂行から「展開」に修正し、適切な表現とした。』とある。これは「学士課程教育の構築に向けて」（答申）に基づくものであると考えるが、「教育活動」のみならず「教育研究活動」についても「展開」とした方が適切ではないか。 2) 実施大綱P1「Ⅱ評価の基本的な方針」の「(3)」及び大学評価基準P1「基準1」の「趣旨」における表現との平仄。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「……。大学の目的は、……。教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、……。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることとなります。」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ一部修正した。</p>
5	1	基準 P1 基準1 1-1	<p>【該当箇所・修正案】 大学の目的（使命、教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に……</p> <p>【理由】 上記No. 4の理由1)による修文。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「大学の目的（使命、教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に……」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
6	1	基準 P 1 基準 1 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第1段落) 本評価においては、・・・、各基準において、その内容を踏まええた評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、・・・</p> <p>【理由】 1) 実施大綱P 1「Ⅱ評価の基本的な方針」の「(3)」における表現との平仄。 2) 上記No. 4の理由1)による修正。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「本評価においては、・・・、各基準において、その内容を踏まええた評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を実施展開する上での基本的な方針、・・・」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
7	1	基準 P 1 基準 1 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第2段落) この基準では、各大学の目的が明確に定められ、その内容が大学一般に求められている目的に適合しているかについて評価します。</p> <p>【理由】 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」との平仄。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>
8	1	基準 P 1 基準 1 趣旨	<p>「その大学、及び大学院の機関としての目的を学則等に定めていることが必要です。」については、旧基準の記述（「その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。」）が適切であると考える。</p> <p>本改訂案では、「大学」と「大学院」のそれぞれについて、機関としての目的を「学則等」に定めることを求めているように読める。大学院は大学に置くものであり（学校教育法第九十七条）、大学の機関としての目的には、大学</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「その大学、及び大学院の機関としての目的を明確学則等に定めていることが必要です。」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>院の目的も包含される。このため、敢えて「及び大学院」を追記する必要性はない。また、当該改訂が「大学の個性や特色を明確にすることを強調する」ためのものであるとすれば、機関の目的を特に「学則」（「等」とはあるものの）に定めるとする意図が不明瞭である。なお、研究科又は専攻等ごとの目的を学則等に定めることについては後段にも記載されている。</p>	
9	1	<p>基準 P 1 基準 1 趣旨</p>	<p>各大学は、それぞれが持つ設立の理念、歴史、環境条件等を踏まえ、<u>社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で</u>、その大学、及び大学院の機関としての目的を学則等に定めていることが必要です。さらに、<u>学部、学科又は課程等ごとに、大学院を有する大学においては、研究科又は専攻等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていることが必要です。</u></p> <p>① 今回の改訂案において、「<u>社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で</u>」と追記されたが、「学則等」に「社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色」を具体的に明記する必要があるのか。また、現在、学則において明記していない場合、評価基準を満たすためには、今後改正していかなければならないのか。</p> <p>② 「学部、学科又は課程等ごとに、大学院を有する大学においては、研究科又は専攻等ごとに」とあるが、基準 1－1 には「大学の目的（…）が明確に定められており、…」となっており、全学以外に、学部等の小単位まで目</p>	<p>【対応】 詳細は、説明会等において対応する。</p> <p>① 「・・・明確にした“上で”」定めていることは必要であるが、どこまで具体的に明記するかは、大学の判断による。</p> <p>② 基準における「大学の目的」には、学部等の目的を含んでいる。趣旨、及び、各観点に示すように、学部・研究科等の小単位までの目的を示すことが必要である（大学設置基準 2 条等）。</p> <p>③ 自己評価実施要項において明示する。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>的を明示すべき、とまでは規定されていない。基準と趣旨はどちらが正しいのか、また、現在、学則において明記していない場合、評価基準を満たすためには、今後改正していかなければならないのか。</p> <p>③ 「学則等」と2度表記されているが、それぞれ「等」は何を想定しているか。学則以外に大学として定めた「理念」や「憲章」の中で示されていれば良いか。</p>	
10	1	基準 P 2 基準 1	<p>大学の目的が、大学構成員（教職員、学生）に周知されているかを問う観点をここに記載することについて検討する必要があります。文書化していても、構成員が知らなければ、画餅に終わるのではないかと危惧します。</p>	<p>【対応】 周知については、基準 10 において分析する。</p>
11	2 3	基準 P 3～ 基準 2 P 5～ 基準 3	<p>（基準 2「教育研究組織」と基準 3「教員及び教育支援者」の統合について）</p> <p>基準 2 と基準 3 については、大学が、その目的を達成するためには、それぞれ適切な教育研究組織の設置・整備や教員組織の編成が重要とされているところであるが、組織という共通の観点に立てば、両基準を統合することは可能であるし、また観点を縮小・整理することにも繋がるのではないか。</p>	<p>【対応】 原案のままとする。</p> <p>【理由】 基準 2 においては、学部・研究科等の組織構成が大学の目的に照らして適切であるかを、基準 3 においては、それぞれの教員組織の人員構成等が適切であるかを分析する。</p>
12	2	基準 P 3 基準 2 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 （第 2 段落） 大学が、その目的の達成に向けて教育研究活動を<u>推進展開</u>するためには、・・・</p> <p>【理由】 第 1 段落との平仄。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「大学が、その目的の達成に向けて教育研究活動を<u>推進展開</u>するためには、・・・」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
13	2	基準	（基準の趣旨について）	【対応】

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		P 3 基準 2	改訂の理由として「教育研究に係る基本的な組織構成の機能は基準 5 で評価を行うために削除した」とされているが、大学の目的と各組織の設置目的・活動内容との整合性については、従前どおり基準 2 において検証される方が分かり易いのではないか。基準 5 は、教育の内容・方法に関するものであり、それをもって組織の機能と言うこともできるが、組織の機能は大学の目的との観点で整理する方が適当であると考え。	原文のままとする。 【理由】 従前通り、大学の目的と各組織の設置目的・活動内容との整合性については基準 2 において、また、基準 5 においては機能（教育の実施状況）を分析する。従来の基準においては、教養教育における教育内容などを観点 2-1-②で記述する例も多々見られ、このような重複を避けるため、「教育研究に係る基本的な組織構成の機能」に係る記述を削除した。
14	2	基準 P 4 基準 2 2-1-①	2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、 <u>学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なもの</u> となっているか。 「学士課程における教育研究の目的」の「目的」とは、1-1でいう「目的」と同じものを指すのか。それとも、1-1-①でいう「大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む）」を指し、全学単位だけでなく、学部等の目的を指すのか。または、「教育研究」に特化した目的を学則等において別に定めている必要があるのか。	【対応】 観点 1-1-①でいう「大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む）」を指し、全学単位だけでなく、学部等の目的を指す。（No. 9 の回答参照）。これらには、教育研究の目的が含まれているものと思われる。
15	2	基準 P 4 基準 2 2-1-②	基本的な観点 2-1-②では、教養教育の実施体制について問われていると考えるが、「教養教育を全学的に行うべき教育と位置づけているのか」、あるいは、「各教育課程において、専門教育とともに、その特色に応じて行うべき教育と位置づけているのか」が、基準 5 における「教育課程」の範囲（定義）が不明確のため、分かりづらい。 大学によっては、教養教育を全学の共通教育と位置づ	【対応】 観点 5-1-②にある「教育課程の体系的な編成」に関しては、教養教育・専門教育の双方を含めて記述すべきである。両者を、どの様に書き分けるかは、各大学の判断による。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>け、全学として実施している部分もあり、基本的な観点5-1-②にある「教育課程の体系的な編成」に関して専門教育を中心に記述すべきか、あるいは、各教育課程における教養教育の位置づけも含めて記述するのか、迷うところである。</p> <p>「分野別質保証」が検討されている現状においては、教育課程の範囲を明確に示すべきではないか。</p> <p>中央教育審議会や日本学術会議において、「分野別の質保証」が検討されているが、これと認証評価との関係はどのように考えているか。</p>	
16	3	基準 P 5 基準 3 3-2	<p>基準3-2の表記について</p> <p>上記に該当するものとして、平成23年度実施分基準3-3では「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。」と提示されておりました。</p> <p>評価報告書の作成にあたり、この基準観点については学内資料の収集や該当事例の選定など、多くの困難と負担を伴うものでした。にもかかわらず、各大学の報告書とも、該当箇所の内容と事例提示は形骸的なものにならざるを得ず、同様にして機構側評価の記載も表面的なものでした。</p> <p>これが「改定案」では「基準案」3-2に統合し、その表記も「教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され・・・」に改訂され「評価基準」として明快になりました。</p> <p>この措置は報告書作成にあたって過大な負担を軽減し、また具体的実績（根拠資料）を伴う報告書の記載を可能とするものとなり、歓迎します。</p>	【対応】

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
17	3	基準 P 5 基準3 3-2	<p>(旧3-3の削除・統合について)</p> <p>改訂の理由として「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること」を教員の教育及び研究活動等に関する評価をもって判断するとされているが、教員評価システムは必ずしもそうした観点で実施されているものとは限らないのではないか。</p> <p>また、統合先の3-2は、従来教員の採用・昇格に関するものであり、教員の活動状況を確認する制度とは敢えて統合せず、分けしたままの方が整理し易いとする。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 観点3-2—②において分析可能であると判断する。</p>
18	3	基準 P 5 基準3 3-2後半	<p>・中教審の答申等を踏まえ、新設されたことは適切と考える。</p>	<p>【対応】</p>
19	3	基準 P 5 基準3 3-2	<p>教育・研究の評価が断続的に実施されていることが求められているが、教育の評価の方法はまだ確立されていない状況だと思われる。この評価の義務化は、時期尚早ではないか。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 教員の業績評価（教育分野の評価を含む）は、既に少なからぬ数の大学で実施されている。</p>
20	3	基準 P 5 基準3 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第1・2段落)</p> <p>この基準では、大学の目的を達成するために、各大学において教育活動を展開するために適切かつ十分な教員、教育支援者や教育補助者が適切に配置されているかについて評価します。</p> <p>大学の教育を実施する上で、個々の教員及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>学には、大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織が編制されていることが必要です。また、質及び量の両面において、教育活動を展開するために十分な教員組織を有していることが求められます。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」と合わせた修文。</p> <p>2) 基準3-1の表現との平仄。</p> <p>3) 教員の質及び量については、「大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた要件を具備し」の中に含まれている。（教員の質及び量については大学設置基準第13条～第17条、大学院設置基準第9条、専門職大学院設置基準第5条にて定められている。）表現の重複となるため、第1文に「適切かつ十分な」とその意味を持たせることにし、簡潔にするための修文。</p>	
21	3	基準 P 5 基準3 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第4段落)</p> <p>さらに、教育活動を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>が図らが適切に活用されていることが必要です。</p> <p>【理由】 基準3-3における表現との平仄。</p>	
22	3	基準 P 5 基準3	<p>「教育課程」よりも広い概念である「教育活動」に係る分析が必要である理由はどのようなものか。また、「教育活動」の定義はどのようなものか。</p>	<p>【対応】 説明会において対応する。</p>
23	3	基準 P 6 基準3 3-3-①	<p>【該当箇所・修正案】 3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図らが適切に活用されているか。</p> <p>【理由】 上記No. 21の理由による修文。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>
24	4 5	基準 P 7 基準4 4-1 P 9 基準5 5-1 5-3	<p>・三大ポリシーが明確に、評価基準として位置づけられたことで、本学も含め、各大学で三大ポリシーの整備が促進されることが期待できるため適切と考える。</p>	<p>【対応】</p>
25	4	基準 P 7 基準4 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第2段落) 大学における学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、<u>入学者選抜は (or が)</u>、適切な体制によって、公正かつ妥当な方法により行</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			われることはもちろんですが、・・・ 【理由】 主語の欠落。	
26	4	基準 P 8 基準 4 4-1-②	「入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。また、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を別に定めている場合には、これに応じた適切な受入方法が講じられているか。」の後段について、前段に含めることが可能であり、削除してはどうか。	【対応】 次のとおり修正する。 「入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。 また、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を別に定めている場合には、これに応じた適切な受入方法が講じられているか。 」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ、留学生の受入については、自己評価実施要項において明示する。
27	4	基準 P 8 基準 4 4-1-③	【該当箇所・修正案】 4-1-③ 実際の 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。 【理由】 不要。	【対応】 次のとおり修正する。 「 実際の 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。
28	5	基準 P 9 基準 5	基準5 教育内容及び方法 5-1は教育内容、5-2は教育方法、5-3は成績評価、単位認定及び卒業認定に関する内容であることから、「基準5 教育内容及び方法」の表題では、5-3の内容を正確に表していないのではないか。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 成績評価等は、広い意味では教育方法に含まれること、また、基準の名称はできるだけ簡潔に記述した方がよいことか

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
				ら、原文が適切であると判断した。
29	5	基準 P 7 基準 5 5-1 5-3	「人材育成の目標」と「カリキュラム・ポリシー」や「ディプロマ・ポリシー」との違いはどういったものか。細分化して考える必要があるか。	【対応】 説明会において対応する。
30	5	基準 P 9 基準 5 5-3	【該当箇所・修正案】 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、 学修成果 が有効なものになっていること。 【理由】 基準 5 の趣旨における記述をもとに、「何が」有効であることを求めているかを明確にした。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 成績評価や単位認定、卒業認定が有効なものとなっているとの趣旨。
31	5	基準 P 9 基準 5 基準 5-3	基準 5-3 の表記について 上記に該当するものとして、平成 23 年度実施分基準 5-3 では「成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。」と提示されておりました。 評価報告書の作成にあたり、この基準観点については、何をもって「適切」「有効」とするのか、その指標や水準設定の提示が難しく、いずれの大学の報告書とも結局曖昧な説明に終始しておりました。これに対する機構側の評価も、やはり曖昧でした。 これが「改定案」では「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになってい	【対応】

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			ること。」と改訂されましたことを歓迎します。 この措置は、成績評価や単位認定における「基準」を「学位授与方針」に準拠させるものとして位置づけ、これを認証評価における「大学基準」として提示することになり、大学にとって具体的な行動目標となります。	
32	5	基準 P 9 基準 5 5-6	【該当箇所・修文案】 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、 <u>学修成果が</u> 有効なものになっていること。 【理由】 基準 5 の趣旨における記述をもとに、「何が」有効であることを求めているかを明確にした。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 成績評価や単位認定、修了認定が有効なものとなっているとの趣旨。
33	5	基準 P 9 基準 5 趣旨	【該当箇所・修文案】 (第 2 段落) 各大学の教育内容及び方法は、・・・と同時に、その大学の教育の目的を 体現する <u>達成する上で適切な</u> ものであることが必要です。 【理由】 各大学の教育内容及び方法そのものは、大学の教育の目的を体現（具体的な形であらわす）するものではなく、達成するための手段ではないのか。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 原文が適切であると判断した。
34	5	基準 P 9 基準 5 趣旨	【該当箇所・修文案】 (第 5 段落) <u>大学では、学位授与方針が明確に定められ、</u> 学生が修得する単位や取得する学位は、 学位授与方針が明確に定められ、 それに照らして、適切に認定・授与されなければなりません。	【対応】 次のとおり修正する。 「 <u>大学では、学位授与方針が明確に定められており、</u> 学生が修得する単位や取得する学位は、 <u>学位授与方針が明確に定められ、</u> その 方針に照らして、適切に認定・授与されなければなりません。」

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>【理由】 文の主語、述語を明確にするための修文。</p>	<p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
35	5	基準 P 9 基準 5	<p>【意見】 「大学評価基準（機関別認証評価）（改訂案）新旧対照表」のP 4の「改訂の理由」欄には、「教育研究に係る基本的な組織構成の機能は基準5で評価を行うため削除した。」とあるが、改訂案の基準5の「基準」「趣旨」「基本的な観点」のどこを見ても、これまで基準2で実施していた「教育研究に係る基本的な組織構成の機能」に係る記述、基準・観点の作成が見あたらない。 今回示されている改訂案に含まれているのか、反映ミスなのか。 反映されているのであれば、基準作成者（貴機構）のみがわかるようなものではなく、評価を受ける側（大学）がはっきりとわかるような記述をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 従来も、基準2においては組織構成（主として、教育の実施組織）を、基準5においては機能（教育の実施状況）を評価してきたところである。</p>
36	5	基準 P 9 基準 5	<p>（観点の記載順について） 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（H20.12.24）を踏まえた改訂としていることから、カリキュラムポリシー、ディプロマ・ポリシーの順に記載されているが、アドミッション・ポリシーを含めた3つの方針の構造として、ディプロマ・ポリシーが先に来る方が自然と考える。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 教育の実施手順、すなわち、「入学、教育（学習）、卒業（修了）」の順に分析することを求めている。</p>
37	5	基準 P 9 基準 5	<p>基準5の大学院課程については、積み上げ方式と一貫方式の大学院では、修士段階での教育課程の編成方針等が異なることから、修士（博士前期）・博士（博士後期）・博士（5年一貫）・専門職の課程ごとに観点を分けるべきでは</p>	<p>【対応】 原案のままとする。</p> <p>【理由】</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			ないか。 各大学院の教育内容等を社会にわかりやすく説明する趣旨からは、課程ごとに記載を分けた方が適切だと考える。	各大学が、その状況に応じて分析できるように、課程ごとに観点を分けていない。なお、各大学が、必要と認める場合には、同一観点内で、課程ごとに分析を分けて頂きたい。
38	5	基準 P10 基準5 5-1-②	【該当箇所・修正案】 5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。 【理由】 体系的な教育課程の編成が求められているにもかかわらず、学生の多様なニーズや社会からの要請等をその都度反映していくと、教育課程のバランスが崩れてしまう。ただし、学術の発展動向には配慮が必要であるため、代替案を策定願いたい。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等への配慮は、教育課程の体系的な編成のバランスを崩すことなく、実施することが可能である。
39	5	基準 P11 基準5 5-4-③	【該当箇所・修正案】 5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。 【理由】 体系的な教育課程の編成が求められているにもかかわらず、学生の多様なニーズや社会からの要請等をその都度反映していくと、教育課程のバランスが崩れてしまう。ただし、学術の発展動向には配慮が必要であるため、代替案を策定願いたい。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等への配慮は、教育課程の体系的な編成のバランスを崩すことなく、実施することが可能である。
40	5	基準 P10 基準5	【該当箇所・修正案】 5-2-② 単位制度の実質化 [※] への配慮がなされているか。	【対応】 原文のままとする。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		5-2-②	<p>【理由】</p> <p>「学士課程教育の構築に向けて」（答申）のP20にあるように、「単位の実質化」よりも「単位制度の実質化」が一般に用いられているのではないかと。また、各大学は各種答申を参考に教育課程等を考えるので、その点でも合わせた表現にした方がよいのではないかと。</p>	<p>【理由】</p> <p>授業時間や準備学習・復習を含め、学習時間を確保することに重点を置いて分析するため。</p>
41	5	基準 P11 基準5 5-5-②	<p>【該当箇所・修正案】</p> <p>5-5-② 単位制度の実質化への配慮がなされているか。</p> <p>【理由】</p> <p>「単位の実質化」よりも「単位制度の実質化」が一般に用いられているのではないかと。また、各大学は各種答申を参考に教育課程等を考えるので、その点でも合わせた表現にした方がよいのではないかと。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>授業時間や準備学習・復習を含め、学習時間を確保することに重点を置いて分析するため。</p>
42	5	基準 P10 5-2-②	<p>5-2-② 単位の実質化※) への配慮がなされているか。</p> <p>① 「配慮」とは誰に対するどのような配慮なのか。大学としての具体的な対応を求めるならば、「～に向けた取組がなされているか。」、又は、「～のための取組がなされているか。」などとすることで、より明確な表現になるのではないかと。大学院課程の5-5-②も同様。</p> <p>② この「配慮」には、1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿って、講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要であること、また、定期試験はこの期間を含めないことを、第2サイクルでは、厳格に評価に取り入れる、との理解で良いかと。</p> <p>③ 平成20年12月24日中央教育審議会「学士課程教育</p>	<p>【対応】</p> <p>原案どおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>「配慮」との文言は修正しないが、評価の方法等については、自己評価実施要項や説明会において提示する。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>の構築に向けて（答申）」では、単位制度の実質化について、シラバス、 Semester制、キャップ制、GPA といった手法が相当に普及している一方、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えず、例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数に留まっていることなどが指摘されており、十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていないことが問題視されている。機構として、従前どおりの外形的な評価に留まることのないようにするためにも、単位制度の実質化に対する取組をどのレベルまで大学に求めていくのか示していただけませんか。</p>	
43	5	基準 P10 基準5 5-2-③	<p>【該当箇所・修正案】 5-2-③ 適切なシラバス[※]が作成され、<u>活用それに基づいて授業が実施</u>されているか。</p> <p>【理由】 「活用」がどういったものを想定しているのか、改訂前の「自己評価実施要項」の別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」の例示を見る限り、明確でない。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 活用には、履修選択、予復習等が含まれている（改訂版の自己評価実施要項には例示）。</p>
44	5	基準 P11 基準5 5-5-③	<p>【該当箇所・修正案】 5-5-③ 適切なシラバスが作成され、<u>活用それに基づいて授業が実施</u>されているか。</p> <p>【理由】 「活用」がどういったものを想定しているのか、改訂前の「自己評価実施要項」の別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」の例示を見る限り、明確でない。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 活用には、履修選択、予復習等が含まれている（改訂版の自己評価実施要項には例示）。</p>
45	5	基準	【意見】	【対応】

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		P10 基準5 5-2-④	基礎学力不足の者に対する補習・補完教育は重要であるが、「学士課程教育の構築に向けて」（答申）のP36の「具体的な改善方策」内の「大学に期待される取組」にあるように、「高等学校以下のレベルの教育を計画する場合は教育課程外の活動として位置付け、単位認定は行わない取り扱いとする」等の記述が必要ではないか。（若しくはQ&Aで説明する等の配慮が必要ではないか。）	説明会において対応する。
46	5	基準 P10 基準5 5-3-③	「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられているか。」について、個々の教員による対応を含め、組織としての対応状況を分析するため、「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。」としてはどうか。	【対応】 次のとおり修正する。 「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正する。
47	5	基準 P10 基準5	大学設置基準第42条の2では、「大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」と規定されている。これに対応した取組は、どの基本的観点に記載すればよいか。 また、大学院については、どのように考えているか。	【対応】 自己評価実施要項において明示する（観点5-1-③及び観点7-2-⑤）。
48	5	基準 P11 基準5 5-6-③	「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられているか。」について、個々の教員による対応を含め、組織としての対応状況を分析するため、「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じら	【対応】 次のとおり修正する。 「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。」

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			れているか。」としてはどうか。	【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正する。
49	6	基準 P13 基準6 6-1 6-2	<p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、<u>学習成果が上がっていること。</u></p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、<u>学習成果が上がっていること。</u></p> <p>① 基準6では、いずれも「成果が上がっていること。」を大学が自己評価しなければならないこととされているが、平成20年12月24日中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」では、「国によって行われるべき支援・取組」として、「学習成果の測定・把握や、学習成果を重視した大学評価の在り方などについて、調査研究を行う。」とあり、学習成果の測定法等については、各大学に共通する指標・基準が現時点では確立していないのが現状であって、各大学における取組も緒に就いたばかりの段階ではないか。一方で、同答申では、今日の大学教育の改革は、「学生が修得すべき学習成果を明確にすること」に力点が置かれている、とされており、「学生の学習成果の達成に向けた教育内容・方法の格段の充実」という面から、大学に対して具体的な取組を求めている。したがって、評価基準として「成果が上がっていること。」の自己評価を新たに大学に求めるのではなく、「教育内容・方法について、成果を上げるため、どのような取組を行っているか。」を、例えば、「基準5</p>	<p>【対応】</p> <p>①基準6では評価基準として「成果が上がっていること。」の自己評価を求める。 また、「教育内容・方法について、成果を上げるため、どのような取組を行っているか。」は、基準5の各観点において、分析可能である。</p> <p>②学習成果が上がっているかについては、認証評価に合わせて調査するものではなく、継続的に調査すべきものである。</p> <p>③様々な状況から総合的に判断して、十分な成果が出ていない場合には、「基準を満たしていない」あるいは「改善を要する点」として指摘することはあり得る。</p> <p>④ ①、④でご指摘の通り、学習成果を客観的に評価することは容易ではなく、それゆえ、様々な観点から総合的に判断する必要があり、複数の観点を設定している。</p> <p>企業等、就職先の関係者からの意見聴取の方法については、アンケート調査に限定しているわけではなく、大学が適切と考える方法を採用して頂きたい（自己評価実施要項参照）。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>教育内容及び方法」の「学位授与方針」に関する基準で問うこととしてはどうか。</p> <p>② 学習成果が上がっているかどうかについて、認証評価実施に合わせて調査を実施しなければならない、とのことか、または、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検及び評価を実施する際には、必ず学習成果についての自己点検及び評価が必要、とのことなのか。</p> <p>③ 自己点検及び評価の過程において、単位修得、進路状況などを総合的に判断した結果、「十分な成果が出ていない。」と判断した場合は、認証評価においても「基準を満たしていない。」または、改善を要する状況として指摘を受けるのか伺いたい。また、「十分な成果が出ている」との自己点検及び評価について、「成果が不十分」として指摘を受けることもあり得るのか。</p> <p>④ 医学部や教育学部のように、資格取得状況により客観的に成果を測ることができる学部以外については、卒業（修了）後の成果を定量的に自己点検及び評価することは難しいのではないかと。本基準の設定により、例えば、各大学が一斉に企業の採用担当者にアンケートを取った場合、企業側の負担は大きく、また、企業側からすれば、ある大学の学生は劣っている、と評価することはなく、実際には良い評価しか集まらないのではないかと。また、資格取得を目指す学部（教育・医学など）の卒業生について、国家試験の合格率が年々低下傾向にあった場合、又は、もともと高い合格率であったものが下がった場合や、社会情勢など外的要因により就職難となった場合でも、「成果不十分」として指摘の対象になるのか。</p>	

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
50	6	基準 P13 基準6 6-2	<p>基準6-2において、「学習成果が上がっているか」を問うことは適切でない。</p> <p>（理由）</p> <p>この基準においては、卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認することを求めている。</p> <p>本改訂案の用語解説によれば、「学習成果」とは「教育プログラムや教育コース等、一定の学習期間終了時に、学習者が獲得し得ると期待される知識・技能・態度等」を示すものとされている。</p> <p>また、基準7においても「学習」と「課外活動」は異なるものとして用いられている。すなわち、「学習成果」は、学生が正課活動で身に付けた能力を指すものと理解される。</p> <p>このことを踏まえれば、企業をはじめ卒業後の進路先から「学習成果」について意見聴取することは困難ではないかと推測する。学生は、必ずしも正課活動で身に付けた専門知識等を活かせる場所に就職しているとは限らない。また、企業等が求め、そして評価できる能力は、正課に留まらず、学生の自主的活動等を含む在学期間における教育全般から身に付いた能力ではないか。</p> <p>また、そもそも「教育」は「学習」が示す範囲よりも広い概念であり、教える側の視点に立てば「教育」、学ぶ側の視点に立てば「学習」という形で、単純には言い換えることはできないのではないかと。</p> <p>よって、基準6-2において「学習成果が上がっている</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>この基準では、学生が正課活動を中心に、在学中に身に付けた能力を評価する。</p> <p>用語解説では、「学習成果」とは「教育プログラムや教育コース等、一定の学習期間終了時に、学習者が獲得し得ると期待される知識・技能・態度等」と定義しているが、学生が身に付けた能力については、学生の自主的活動（課外活動、学外活動を含む）を含む全般で身に付けた能力との分離が難しいため、それを含めて評価する。</p> <p>なお、課外活動の重要性については、基準7の趣旨において「課外活動は広い意味での大学教育の一環として重要であり」の一文を新たに加えたところである。課外活動を通して、学生が身に付けた能力等について、基準の観点のみでは分析が不十分と考える大学においては、独自の観点を設けて自己評価して頂きたい。</p> <p>（No. 57 に対する対応を合わせて参照されたい）</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>か」を問うことは適切でないとする。</p> <p>（修文案）</p> <p>基準6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、教育全般に係る成果が上がっているか。</p> <p>※ これに伴う関連箇所の修文が必要。例えば、基準6の標題についても、従来どおり「教育成果」が適切ではないか。</p>	
51	6	基準 P14 基準6 6-2	<p>基本的な観点6-1における「学習成果」の使い方は理解できるが、観点6-2においては適切なものとなっているか再考が必要と考える。観点6-2の判断材料には、学習成果のほか、社会や経済状況が影響し、大学の持つ伝統や目的、教育環境や学生支援など多彩な要素が総合的に関連していると考えられる。その意味では、学習成果を含めた包括的な「教育成果」の方が適切ではないか。</p> <p>用語「学習成果」と「教育成果」の意味を明確にし、使い分ける必要があるのではないか。</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のままとする。</p> <p>なお、観点6-2-①の観点における「就職等の進路状況」については、経済状況に配慮して分析する。</p> <p>【理由】</p> <p>現行の評価基準においても、趣旨において、「（教育の）取組の成果は学生が享受すべきもの」としてきたが、基準設定時には「学習成果」という用語が一般的には用いられていなかったため「教育の成果」という用語を用いてきたところである。基準の改定に当たって、一般的に用いられるようになってきたため、より適切と考えられる「学習成果」の用語を用いることにするが、評価の観点は現行の「教育の成果」と同質と考えている。（No. 50、57を併せて参照されたい）</p>
52	6	基準 P14 基準6 6-2-②	<p>「卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から・・・」に関して、卒業（修了）生の就職先に対してアンケート調査等で意見聴取すると、アンケートに回答するのは多くの場合人事担当者であることが多い。人事担当者は卒業（修了）生の勤務状況を充分把握していると</p>	<p>【対応】</p> <p>自己評価実施要項において明示する。（意見聴取の例として、アンケート、懇談会、インタビュー等が考えられるが、大学が適切と考える方法において実施願いたい）。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			は言えない企業も多く、アンケートの回答が信頼できない場合がある。信頼における意見聴取するには、卒業（修了）生の直属の上司にインタビューするのが望ましいが、それには費用と時間が膨大になり、非現実的である。御機構は、どのような意見聴取の方法を考えているのか。	
53	6	基準 P13 基準6 6-1 6-2	趣旨に、機構が必要と考える学習成果の評価方法を例示したとあることについて、例示は、「単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等」また「卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取等」しか記されていない。学習成果の評価方法の例示になっていないと思われるし、特に「卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取」は、数的に困難である。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。（意見聴取の例として、アンケート、懇談会、インタビュー等が考えられるが、大学が適切と考える方法において実施願いたい）。
54	6	基準 P13 基準6 趣旨	「大学の教育を通じて学生が身につけた学習成果（ラーニング・アウトカム）」については、これまでの「教育の成果」と違ったアンケート調査・分析等が求められるのでしょうか。	【対応】 自己評価実施要項において、調査・分析方法について、例示する。（求めるものではない）。
55	6	基準 P13 基準6 趣旨	【該当箇所・修正案】 この基準では、 <u>各</u> 大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム） [※] について評価します。 大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、 ありす 。学生が享受した、あるいは、将来的に享受するであろう学習成果を、 <u>各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、適切な方法により大学は適切な情報を基に</u> 把握し、	【対応】 一部修正する。 「この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム） [※] について評価します。大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学生が享受した、あるいは、将来的に享受するであろう学習成果を、大学は適切な情報を基に把握し、自己評価しなければなりません。 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>自己評価しなければなりません。</p> <p>教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>また、卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、適切な方法により把握し、自己評価することが求められます。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」との平仄。</p> <p>2) 改訂案の第2・5段落の内容が重複していたため、文章を簡素化するための修文。</p>	<p>身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>また、卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、<u>上に記載した方法以外にも</u>適切な方法により<u>学習成果を</u>把握し、自己評価することが<u>求めら</u>望まれます。</p> <p>【理由】</p> <p>第2段落においては「適切な情報を基に」と概略を示し、第3、4段落において評価方法を例示している。第5段落では例示以外にも、それぞれの大学が有効と考える方法を用いて、評価を行うことの重要性について記載している。その趣旨を明確に示すため。</p>
56	6	基準 P13 基準6 趣旨	<p>趣旨の中で「大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）について評価します。」と述べられていますが、その評価方法については慎重に定めていただきたいと思います。</p> <p>学習成果の評価方法には大別して2つの考え方があると思われます。一つは、現在、中教審で導入を検討している AHELO (OECD が提唱する高等教育における統一基準による学習成果の評価) のような分野別の国際的統一規準による絶対的・統一的評価であり、もう一つは、各大学の規準</p>	<p>【対応】</p> <p>大綱における「国際通用性のある評価」とは、「評価基準」や「評価体制」が国際通用性を持っていることを意味している。また、AHELO (国際的統一テスト) については、日本においては限られた分野における試行が始まったばかりである。観点の設定に見られるように、当機構においては、国際的統一テストによる評価を考へてはいない。ただし、各大学が AHELO、TOEIC 等の統一テストを利用して学習成果を評価する試みを妨げるものではない。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>に基づき大学の入学から卒業までの学力の「伸び率」を計る相対的・個別的評価であります。</p> <p>大学機関別認証評価実施大綱（改訂案）では「Ⅱ 評価の基本的方針」に（7）として「国際通用性のある評価」が追加され、同項目中では対象として学習成果も掲げられています。これと基準6を合わせ読むと「学習成果評価は国際的統一規準に基づいて行われるべき」と理解されます。</p> <p>しかし、大学評価において行われる学習成果の評価は、絶対評価（学問分野別の外的統一基準による学力評価）を用いるべきではないと考えます。学生の卒業時の成績は概ね入学時の成績と関連することが周知の事実であります。</p> <p>したがって、大学評価のための学習成果評価は、学生の入学時の成績が卒業時にどれくらい向上したかという「伸び率」をもって計るべきであると考えます。もし、絶対的評価によりラーニングアウトカムを評価することになれば、学力の低い学生を熱心に教育する中小規模の私立大学や国立大学における教員の教育意欲は著しく損なわれることが懸念されます。</p>	<p>また、学生の入学時の成績が卒業時にどのくらい向上したかという「伸び率」をもって行う評価については、容易なものではなく、この評価基準ではそれによって評価を行うものではない。ただし、「伸び率」を持って評価することを望む大学が、その観点から自己評価を行うことを妨げるものではない。</p> <p>大綱等において記述しているとおり、本評価においては、「それぞれの大学の目的」に沿って評価を行う。学力の低い学生を熱心に教育する教員の教育意欲を損なうことの無いよう配慮している。</p>
57	6	基準 P13 基準6	<p>世界的に教育成果を評価するときにラーニング・アウトカムを重視する流れにあり、我が国においても、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）において「学習成果」の重要性が強調されていることは承知しているところである。</p> <p>「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念であることから、「学習成果」を評価する場合と、「教育成果」を評価している現行の評価では、評価観点や手法に違いがあるの</p>	<p>【対応】</p> <p>現行の評価基準においても、趣旨において、「（教育の）取組の成果は学生が享受すべきもの」としてきたが、基準設定時には「学習成果」という用語が一般的には用いられていなかったため「教育の成果」という用語を用いてきたところである。基準の改定に当たって、一般的に用いられるようになってきたため、より適切と考えられる「学習成果」の用語を用いることにするが、評価の観点は現行の「教育の成果」と</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>ではないか。「学習成果」に着目される場合には、現行の「教育成果」の評価観点との違い、又は同質性を明確に示されたい。</p> <p>「個々の学生が達成した学習成果」を束ねて、全体としての大学の活動を評価するとなると、「大学の教育成果」を評価するとしたほうが適切と考えるが、いかがか。</p> <p>また、基準7での「学習環境及び学生支援」で用いられている「学習」の概念との整合性はどのように整えられているか。</p>	<p>同質と考えている。</p> <p>「個々の学生が達成した学習成果」を束ねて、全体としての評価を行うが、「学習成果」が不適切とは考えていない。</p> <p>基準7での「学習」の概念と不整合とは考えておらず原文のままで、整合性はとれていると考えている。（基準7における「学習環境」はNo.66の指摘により、「施設・設備」と変更する。）</p>
58	6	基準 P13～14 基準6 趣旨 6-1-①	<p>趣旨に、「大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）について評価します。」と、また、基本的な観点6-1-①に、「単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。」とあります。</p> <p>第1サイクルの認証評価では、「教員の視点」から根拠資料を提示して判断しましたが、今回は「学生の視点」に転換されているので、何をもって学習成果が上がったと判断すればよいのか例示いただきたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>自己評価実施要項において例示する。（No.54参照）</p>
59	6	基準 P13 基準6	<p>世界的な潮流に従い、第一期の「教育の成果」を第二期では「学習成果」に変更しているが、それぞれがどのような概念であるかを明確に示し、誤解のないようにして戴きたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>現行の評価基準においても、趣旨において、「（教育の）取組の成果は学生が享受すべきもの」としてきたが、基準設定時には「学習成果」という用語が一般的には用いられていなかったため「教育の成果」という用語を用いてきたところである。基準の改定に当たって、一般的に用いられるようになってきたため、より適切と考えられる「学習成果」の用語を用いることにするが、評価の観点は現行の「教育の成果」と</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
				同質と考えている。（併せて、用語説明を参照）
60	6	基準 P13 基準6 6-1-①	・新基準における観点 6-1-①は、現行基準における観点 6-1-②の「教育の成果や効果」を「学習成果」に変更してあるのみである。各大学は、現行基準と同様の資料を準備するのか、新規に準備する資料等があるのか等、異同を明確にするべきである。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。
61	6	基準 P13 基準6	<p>「基準6 学習成果」については、「教育成果」と「学習成果（ラーニング・アウトカム）」の定義や評価方法の異同を、大学に対して明確に説明する必要がある。また、「学習成果」のアセスメントについては多様な方法があり得ることから、追記された記述が例示であるならば、その旨を明記することが考えられる。</p> <p>改訂案では、基本的に「教育成果」を「学習成果（ラーニング・アウトカム）」に置き換える形で改訂が行われている。しかし、それぞれの用語の定義や評価方法の異同が必ずしも明確に説明されていない中で、教育成果と同様の評価方法を学習成果に当てはめることが適当かどうか判断できない。他方、欧米においても、学生一人ひとりの学習成果をどのようにアセスメントするかは様々な議論があると聞く。「学び」への転換が重要性を増し、社会への説明責任が強調される今日、わが国においても、各大学において学習成果のアセスメント手法を模索することになると考えられる。こうした中、貴機構が必要と考えられる学習成果の評価方法を一律に限定的な形で示すとするれば、各大学における学習成果の評価方法の多様な発展を阻害することも懸念されるので、慎重に検討願いたい。</p>	<p>【対応】 一部修正する。</p> <p>「この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）[※]について評価します。大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学生が享受した、あるいは、将来的に享受するであろう学習成果を、大学は適切な情報を基に把握し、自己評価しなければなりません。</p> <p>教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>また、卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、<u>上に記載した方法以外にも適切な方法により学習成果を</u>把握し、自己評価することが<u>求めら</u>望まれます。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>例えば、学生の卒業（修了）時、卒業（修了）後などの各時点を切り口として基準や評価の観点を設定し、当該基準や観点ごとに、各大学、学部・研究科等において、教育の目的や学問分野の特性等に応じた適切な評価方法を設定し、学習成果が上がっているかを判断することが考えられる。）</p> <p>（6-2 については、「卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。」とするなど。</p>	<p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、学習成果の評価方法の多様な発展を阻害することのないよう、修正した。（No. 55、No. 56、No. 57 参照）</p>
62	6	基準 P13 基準6	<p>【意見】 教員視点の「教育」から学生視点の「学習」に変わったことを歓迎します。但し、個々の学生の習熟度や満足度を客観的に評価できるのか、評価制度そのものの限界にも遭遇するでしょう。その理由からか、6-2項では、就職・進学先など外形的基準が記されています。そのことが重要であることは理解できますが、大学が果たすべき文化・学術面（必ずしも就職に直結しない側面）における、「学習成果」を如何に考えておられるのでしょうか？</p>	<p>【対応】 文化・学術面、その他、必ずしも就職に直結しない側面における学習成果については、極めて重要と考えている。各観点を総合的に判断して分析・評価する。</p>
63	6	基準 P14 基準6 6-1-②	<p>基準6-1 観点②の表記について</p> <p>「改定案」では「学習の到達度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。」と提示されています。しかし、この表記は下記の点で評価を導くにあたっての「視点」が不明瞭です。すなわち</p> <p>「学習の到達度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等」とは</p>	<p>【対応】 後者である。自己評価実施要項の「留意点」において誤解を招くことの無いよう明示する。</p> <p>なお、観点6-1-②の文言を一部修正する。</p> <p>「学習の到達度達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。」</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>「学習の到達度（成績評価など）」及び「学習の満足度に関する学生からの意見聴取」と理解するのか（両者別個の取り組み）。</p> <p>それとも</p> <p>「学習の到達度や満足度」などに関する「意見聴取の結果」なのか（「到達度」も「満足度」も、「意見聴取」に導かれる取り組み）。</p> <p>表現の適切な修正・工夫を望みます。</p> <p>なお上記に関し、平成 23 年度実施分の大学評価基準 6-1-2 では、「授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。」と記載されております。文章表現だけで言うならばこちら（旧基準観点）の方が明確です。</p>	
64	6	基準 P14 基準6 6-1-②	<p>「学習の到達度や満足度」について学生が自己評価したものを学習成果の指標として活用することで足りると理解してよいか。</p> <p>* 「学習の到達度や満足度」のうち、満足度については教育の成果としてみなすことはできても、学習成果としては馴染まないのではないか。基準8であれば、満足度を指標として分析を行うことの意味がよりわかりやすいと考える。</p>	<p>【対応】</p> <p>満足度に関する意見聴取も学習成果を評価する上で有用である。</p>
65	6	基準 P14 基準6 6-2-①	<p>基準6-2 観点①の表記について</p> <p>平成 23 年度実施「大学基準」での記載（基準6-1 観点④）に比べ、このたびの「改訂」で記載表現が簡素化されましたことを歓迎します。</p>	<p>【対応】</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>これにより自己評価の視点が明確になります。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>平成 23 年度実施 大学基準記載 6-1-④ 「教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。」 （下線部が削除される）</p> <p>↓ 改定案記載 6-2-① 「就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。」</p>	
66	7	基準 P15 基準 7	<p>基準 7 は、旧基準 7（学生支援等）及び旧基準 8（施設・設備）を統合したものであるが、「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念である。また、研究成果を教育に反映することで高度な教育を実施することができることから、施設・設備は、学生の学習に資するためだけではなく、教員の研究活動にも資する必要があることから、施設・設備を「学習環境」と一括りとするのは、評価対象を適切に表した用語になっていないため、文言を再度検討されたい。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 基準の名称 「基準 7 学習環境施設・設備及び学生支援」 基準細目 7-1 「教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等の学習環境が整備され、有効に活用されていること。」 趣旨 第一段落 「この基準では、第一に、施設及び設備等の学習環境について評価します。」</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
				【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。
67	7	基準 P15 基準7 7-1	基準7-1, 「教育研究組織及び教育課程に対応した・・・」とあり, 研究活動についても配慮した記述が求められていると思われ, 「・・・学習環境が整備され,・・・」と, 学習環境に限定した文言で受けると, どちらに焦点をあてたらよいかのかわかりにくいのでご教示ください。	【対応】 次のとおり修正する。 基準の名称 「基準7 学習環境 施設・設備及び学生支援」 基準細目7-1 「教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等 の学習環境 が整備され, 有効に活用されていること。 趣旨 第一段落 「この基準では, 第一に, 施設及び設備等 の学習環境 について評価します。」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。
68	7	基準 P15 基準7 7-2	7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また, <u>学習, 課外活動, 生活や就職, 経済面での援助等に関する相談・助言, 支援が適切に行われていること。</u> ① 法科大学院評価基準には, 「学生の健康相談, 生活相談, 各種ハラスメント相談, <u>メンタル・ケア, カウンセリング</u> 等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの…」とある。この改訂案では, 基本的な観点にも, <u>メンタル・ケアやカウンセリング</u> について特に言及されていないが, 本基準では問われていない, との理解でよいか。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。 ① 本基準で分析を必要としている。 ② 「課外活動」に対しては, 「支援」の状況を分析する。「相談・助言」については, 分析を必須としてはいないが, 大学が必要と考える場合は, 分析を妨げるものではない。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			② 「7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。」となっているが、基本的な観点の表現からは、「課外活動」については、「支援」のみが規定され、「相談・助言」については規定されていない。大学は「学習、…」すべてについて「相談・助言、支援」に係る自己点検及び評価をする必要がある、との理解でよいか。	
69	7	基準 P15 基準7 7-2	<p>7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> <p>「就職」に関し、ここでは、「相談・助言、支援」のみが求められているが、平成20年12月24日中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」では、キャリア形成支援について、「キャリア教育を、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すものとして、教育課程の中に適切に位置づける。」とあり、大学に対して具体的な取組を求める内容になっている。現在、この提言に沿って、各大学において取組が進んでいるものと考えられるが、機構としては、これらについて、各大学に共通して取り組むことまでは求めない、との理解でよいか。</p>	<p>【対応】 自己評価実施要項において明示する。</p> <p>ご指摘の中央教育審議会答申を受けて、改正・施行された大学設置基準第42条の2（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）に関する分析は、観点5-1-③及び観点7-2-⑤において分析を求めている。</p>
70	7	基準 P15 基準7	<p>【意見】 基準7-2では、「学生への履修指導が適切に行われていること。」とあるにも関わらず、「趣旨」には「学生が抱える問題等としては、授業の履修、・・・」とあるのみで、「履修指導」に関する記述が見あたらない。また、「基</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 「履修指導」については、ガイダンスを中心に想定してい</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			本的な観点」にも「7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。」のみが「履修指導」に関するもので、7-2-②から7-2-⑥は全てそれ以外の学生支援に関するものである。「学生支援」の中には、学生生活上の様々な支援があるが、その中でも履修指導には、履修ガイダンスの他、個別指導、オフィスアワー、ティーチングアシスタントやチューターといった補助者による活動等が挙げられる。もう少し棲み分けを図り、「履修指導」について「趣旨」に盛り込むこと、また、「基本的な観点」の修正あるいは追加が必要ではないか。	る。「学習指導」については、オフィスアワー等を想定している。また、TA等の教育補助者の活動については観点3-4-①、(留学生に対する)チューターについては、観点7-1-④で分析する。原文のまま、これら以外の学習支援も含めて、分析できると考えている。
71	7	基準 P15 基準7 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第1段落) この基準では、第一に、<u>各大学</u>の施設及び設備等の学習環境について評価します。 (第3段落) 第二に、<u>各大学</u>の学生支援について評価します。</p> <p>【理由】 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」との平仄。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>
72	7	基準 P15 基準7 趣旨	第4段落「さらに、 <u>経済的</u> の就学困難に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。」について、読みやすい文にするため、「さらに、 <u>経済的に</u> 就学が困難な学生に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。」としてはどうか。	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「さらに、<u>経済的に</u>就学が困難な学生に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。」</p> <p>【理由】</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
				意見の趣旨を踏まえ、修正する。
73	7	基準 P15 基準7 趣旨	留学生、社会人学生、 <u>障害のある学生等</u> 、… 基準7の趣旨に記載されている「障害のある学生等」とは、「 <u>身体に障害のある学生等</u> 」と判断してよいか。	【対応】 発達障害や身体に障害のある学生等と判断いただいてよい。
74	7	基準 P16 基準7 7-1-①	「施設・設備における耐震化，バリアフリー化，安全・防犯面について，それぞれ配慮がなされているか。」に関して，耐震化，バリアフリー化を実施するためには，建物の増築や場合によっては建て替えを行わなければならない場合がある。この観点は，このような増築や建て替えも評価の範疇に入れているのか。	【対応】 増築、建て替え以外にも、耐震化については補強工事、バリアフリー化については追加工事による対応も含めて分析する。
75	7	基準 P16 基準7 7-1-①	基準7の趣旨では、学習環境が何を指すかは明確です。しかし、基準5教育の内容のうち5-2、5-5及び基準6学習成果に関連させた観点として基準7が規定されているとの視点からすれば、観点7-1-①「教育研究活動を展開する上で」に加え、基準5及び6にあげる「期待される成果をあげる上で」という視点があってもよいのではないかと考えられます。	【対応】 原案のままとする。 【理由】 「教育活動を展開する上で」には「期待される成果をあげる上で」が含まれている。
76	7	基準 P16 基準7 7-1-②	7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。 ① 「ICT」は一般的に通用する語か。「用語の解説」に明記していただけないか。 ② 情報通信技術はそれ自体が手段であって、評価基準として「学習環境」に置いてしまうと、大学の自己評価と	【対応】 原文のままとする。 なお、ICT環境については、自己評価実施要項において説明する。 【理由】 この観点においては、整備状況に加えて、「有効に活用さ

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			しては、設備をそろえるだけでよいこととなり、結果的に外形的な評価に留まってしまうおそれがあるのではないか。「基準5 教育内容及び方法」に含めることとして、大学の目的に沿って適切な環境整備が進んでいるか、また、その活用状況を通じて教育効果が上がっているか、という点について評価することとしてはどうか。	れているか」としており、教育効果を分析する。
77	7	基準 P16 基準7 7-2-⑥	「学生の経済面の援助が適切に行われているか。」について、「の」が連続するため、「 <u>学生に対する</u> 経済面の援助が適切に行われているか。」と修正してはどうか。学生の経済面の援助 → 学生に対する経済面の援助	【対応】 次のとおり修正する。 「学生 <u>に対する</u> 経済面の援助が適切に行われているか。」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正する。
78	8 10	基準 P17～ 基準8 P21～ 基準10	（基準8「教育の内部質保証システム」と基準10「情報公開及び説明責任」の統合について） 大学における情報公開の重視として、基準10「情報公開及び説明責任」が新設されたが、本基準は、一つの基準として立てるには、領域が狭い印象を受ける。名称を変更した基準8「教育の内部質保証システム」と統合して、観点を整理し直しても良いのではないか。同じ基準としても情報公開と内部質保証が大学評価基準上で必須であることには変わりなく、大学としては、内部質保証と情報公開を同じ基準で捉えることで、それらの連携を測る誘因となることが期待される。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 情報公開の重要性については、学校教育法施行規則の改正に現れているところであり、これを踏まえて基準を新設したところである。なお、基準8「教育の内部質保証システム」と「情報公開」の連携は重要であるが、両者は、直結したものとは考えていない。
79	8	基準 P17 基準8 8-1	「教育の質の改善・向上」の語が用いられているが、「質」とは何かの説明が要るのではないか。より具体的な定義や例示が必要と思われる。 趣旨に。FD活動の具体例として、相互授業参観があげ	【対応】 教育の「質」は、「量」に対して用いている。 相互授業参観は、FDの例示として挙げたものであり、必ず行われていることを求めるものではない。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		8-2	られているが、これを代表的な推奨されるべきものとみなすべきなのであろうか。相互授業参観は必ず行われていることが望ましいのであろうか。	
80	8 基準 P17 基準8 趣旨	基準 P17 基準8 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】</p> <p>この基準では、<u>各大学の</u>教育の内部質保証システムについて評価します。</p> <p>教育の目的を達成するためには、・・・求められます。そのためには、教育の取組状況や、<u>大学の教育によるを通じて学生が身につけた</u>学習成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の<u>質の</u>改善・向上を図るための体制が整備され、・・・が必要です。点検・評価に・・・重要です。</p> <p>また、教員に対する研修や相互授業参観等のファカルティ・ディベロップメント（FD）[※]、教育支援者及び教育補助者への研修等、<u>その資質教育の質の改善・</u>向上を図るための取組が適切に行われ、それらが機能していることが必要です。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」との平仄。</p> <p>2) 基準6で、大学が実施した教育の成果という視点から、学生が身につけた成果（ラーニング・アウトカム）という視点による評価を行うこととしたにもかかわらず、現在の改訂案の基準8の当該箇所の表現は、従前の評価を基にした内容となっていることからの修文。</p> <p>3) 基準8-1において改善・向上を図る対象を明確にしていることから、趣旨においても同様に対象を明確にす</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「教育の目的を達成するためには、・・・求められます。そのためには、教育の取組状況や、<u>大学の教育によるを通じて学生が身につけた</u>学習成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の<u>質の</u>改善・向上を図るための体制が整備され、・・・が必要です。点検・評価に・・・重要です。</p> <p>また、教員に対する研修や相互授業参観等のファカルティ・ディベロップメント（FD）[※]、教育支援者及び教育補助者への研修等、その資質向上を図るための取組が適切に行われ、それらが機能していることが必要です。」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			べき。 4) 基準8-2において改善・向上を図る対象を明確にしていることから、趣旨においても同様に対象を明確にすべき。	
81	8	基準 P17 基準8	大学が自ら取り組んでいる質保証システムが有効に機能しているかどうかを検証することは重要であり、評価基準として内部質保証システムの評価を明確にすることに異論はないが、公立大学は中期計画等もあることから同評価を持って認証評価基準を満たすとする等の何らかの工夫があってもよいのではないかとと思われる。	【対応】 ご意見として承ります。
82	8	基準 P17 基準8	・「教育の質」とは何か、操作的であってもよいので明確に示すべきである。 ・「内部質保証システム」の定義と要件が示されるべきである。何をもちいて内部質保証システムが構築されているとするのか、判断のための材料を明確にされたい。	【対応】 自己評価実施要項及び説明会において対応する。
83	8	基準 P17 基準8	・国際通用性のある評価として、「内部質保証システム」の重視が謳われている。「教育の現状について継続的に点検・評価し、その教育の質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む」ための体制の整備、加えて、実際に機能しているかが問われていることは、非常に重要なことと考える。今後は、新たに評価専門部署が必要とされる時期がくるかとも考えている。	【対応】 ご意見として承ります。
84	8	基準 P18 基準8 8-1-①	【該当箇所・修正案】 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育によるを通じて学生が身につけた学習成果について自己点検・評価し、・・・ 【理由】	【対応】 次のとおり修正する。 「教育の取組状況や大学の教育によるを通じて学生が身につけた学習成果について自己点検・評価し、・・・」

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			基準6で、大学が実施した教育の成果という視点から、学生が身につけた成果（ラーニング・アウトカム）という視点による評価を行うこととしたにもかかわらず、現在の改訂案の観点8-1-①の当該箇所の表現は、従前の評価を基にした内容となっていることからの修文。	【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。
85	8	基準 P18 基準8 8-1-①	基本的な観点（8-1-①）において、「教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され」の箇所に「体制（PDCA サイクル）が整備され」を追加した方がわかり易いとする。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 ご指摘の点については、自己評価実施要項の留意点で記述している。
86	8	基準 P18 基準8 8-1-①	8-1-① 教育の取組状況や教育による学習成果について自己点検・評価し、… ここで言う「自己点検・評価」とは、学校教育法109条第1項で定める「自己点検及び評価」との理解でよいか。ここでは、教育の取組状況と教育による学習成果に限って、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない、との趣旨か。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。 （学校教育法109条第1項で定める「自己点検及び評価」の一部である。ここでは、教育の取組状況と教育に基づく学習成果についての自己点検評価に限って分析する。なお、結果の公表に関しては、基準10で分析する。）
87	8	基準 P18 基準8 8-1-②	【該当箇所・修正案】 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かす反映されているか。 【理由】 貴機構は「適切な形」というものをどう捉えているのか。むやみに「適切」を多様すべきではない。直截的に大学構成員の意見が具体的かつ継続的に「反映」されていればよ	【対応】 原文のままとする。 【理由】 第一サイクルにおいて特に誤解がなかったため。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			いのではない。なお、当該観点の上位に位置する基準8-1では適切性は求められていない。	
88	8	基準 P18 基準8 8-1-③	<p>【該当箇所・修正案】</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見がの聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活か反映されているか。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 基本的な観点8-1-②との平仄。 2) 上記観点8-1-②に記載した理由と同じ。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>第一サイクルにおいて特に誤解がなかったため。</p>
89	8	基準 P18 基準8 8-1-③	<p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>「学外関係者」とは具体的に誰を指すのか。6-2-②では、「就職先等の関係者」、また、9-3-②では、「外部者（当該大学の教職員以外の者）」と示されているが、ここでは示されておらず、その範囲が明確になっていないが、各大学の判断でよい。</p>	<p>【対応】</p> <p>自己評価実施要項において明示する。</p>
90	8	基準 P18 基準8 8-2-①	<p>【該当箇所・修正案】</p> <p>8-2-① FD活動ファカルティ・ディベロップメントが適切な方法で実施され、組織として教育の質の改善・向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 各種答申にもあるように、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の定義が「取組」であることから、「活動」を付けることは不要と考え、また、基本的な観点において略称（FD）を用いることは適切ではないと考え</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「FD活動ファカルティ・ディベロップメントが適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ一部修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>た修文。</p> <p>2) FDは、相互授業参観のみならず学外で開催される研修会への派遣等、多様な形態での実施が考えられることから、「適切な方法で実施」とするよりも、その内容を重視し、「適切に実施」とした方がよいのではないかと。</p> <p>3) 「組織としての教育の質の改善・向上」には、個々の教員の授業の改善も内包されると考えた修文。また、教職協働関係の確立という観点から、今後は、FDには教員のみならず職員も参画すべきである。「授業の改善」を入れてしまうと、教員のみを対象にしているように思われる。</p>	
91	8	基準 P18 基準8 8-2-②	<p>【該当箇所・修正案】 8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の改善・向上を図るための研修等に向けて、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p> <p>【理由】 教育支援者や教育補助者は直接教育を実施するものではないので、個々人の資質の向上が、間接的に教育の質の改善・向上に資するためという意になるよう修文。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 この観点では、教育支援者や教育補助者への「研修等の取組」を分析する。</p>
92	9	基準 P19 基準9 9-1	<p>【該当箇所・修正案】 <u>教育研究活動を適切かつ安定して展開できる</u>財務基盤を有し、・・・</p> <p>【理由】 旧基準を統合したとあるが、統合による省略でそもそも文意がくみ取れなくなってしまう虞があるため。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 「教育研究活動を展開できるため」、は自明のため。</p>
93	9	基準 P19	<p>【該当箇所・修正案】 (第1段落)</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		基準9 趣旨	<p>この基準では、第一に、<u>各大学</u>の財務基盤や財務運営について評価します。</p> <p>（第3段落）</p> <p>第二に、<u>各大学</u>の管理運営体制・事務組織について評価します。</p> <p>【理由】</p> <p>「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」との平仄。</p>	<p>【理由】</p> <p>原文が適切であると判断した。</p>
94	9	基準 P19 基準9 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】</p> <p>（第2段落）</p> <p>大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠です。<u>そのためには、教育研究活動を組織として、将来にわたって適切かつ安定的に遂行展開するためには、安定した</u>財務基盤が必要となります。・・・（中略）・・・加えて、<u>大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施され、また、大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され</u>ている必要があります。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 「・・・安定的に遂行するためには、安定した・・・」という表現の重複をなくすための修文。</p> <p>2) 「大学評価基準（大学機関別認証評価）（改訂案）新旧対照表」P5の「改訂の理由」において、『・・・「教育活動」・・・「遂行」から「展開」に修正し、適切な表現とした。』とある。これは「学士課程教育の構築に向けて」（答申）に基づくものであると考えるが、「教</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠です。教育研究活動を組織として、将来にわたって適切かつ安定的に<u>遂行展開</u>するためには、安定した財務基盤が必要となります。・・・（中略）・・・加えて、<u>大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施され、また、大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され</u>ている必要があります。」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ一部修正した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			育活動」のみならず「教育研究活動」についても「展開」とした方が適切ではないか。 3) 表現を時系列にするための修文。	
95	9	基準 P19 基準9 趣旨	<p>【該当箇所・修正案】 (第5段落) また、基準8「教育の内部質保証システム」では、・・・自己点検・評価等を行い、・・・を評価します。</p> <p>【理由】 基本的な観点9-3-②に外部評価のことが規定されていることからの修文。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文が適切であると判断した。</p>
96	9	基準 P18 基準9 9-1-① 9-1-②	<p>基準9の「財務基盤」に係る評価の基本的な観点においては、「教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。」「教育研究活動を安定して遂行するための、経常収入が継続的に確保されているか。」とされ、将来にわたって安定した財務基盤と、一定の入学者数による授業料収入の確保といったストックとフローの安定的な形態を求めている。</p> <p>国立大学法人の場合においては、</p> <p>① ストックの状況については、国からの出資により資産は確保されており、また重要な資産の処分においては、文部科学大臣の認可が必要とされていること。</p> <p>② フローについては、毎年度の財務諸表の文部科学大臣認可や、長期借入金をする場合において文部科学大臣の認可が必要であること、からある一定の安定性が担保されていること。また、収支の重要な位置を占める授業料等収入の要素である入学者数の確保については、基準4である一定の判断は可能となること。</p>	<p>【対応】 国立大学法人等においては、財務に関する事項として文部科学大臣の認可が必要であり一定の安定性があることは理解できるが、機構の評価は、自己評価に基づく評価であるため、第一義的には、大学に自己評価をしていただく必要がある。</p> <p>なお、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第1条第2項第6号において、「財務に関すること。」と規定されており、認証評価として行うべき項目としてあげられている。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			よって、基準9の「財務基盤」の状況については、国立大学法人については、改めて記載等を求めることはせず、法令等により別途提出された資料等を活用して評価を実施する方策はとれないか。	
97	9	基準 P20 基準9 9-1-①	<p>【該当箇所・修文案】 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を<u>適切かつ</u>安定して<u>遂行展開</u>できる資産を・・・</p> <p>【理由】 1) 基準9-1に沿った内容にするための修文。 2) 「大学評価基準（大学機関別認証評価）（改訂案）新旧対照表」P5の「改訂の理由」において、『・・・「教育活動」・・・「遂行」から「展開」に修正し、適切な表現とした。』とある。これは「学士課程教育の構築に向けて」（答申）に基づくものであると考えるが、「教育活動」のみならず「教育研究活動」についても「展開」とした方が適切ではないか。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「大学の目的に沿った教育研究活動を<u>適切かつ</u>安定して<u>遂行展開</u>できる資産を・」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
98	9	基準 P20 基準9 9-1-②	<p>【該当箇所・修文案】 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を<u>適切かつ</u>安定して<u>遂行展開</u>するための、経常的収入が・・・。</p> <p>【理由】 上記No.94の理由による修文。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「大学の目的に沿った教育研究活動を<u>適切かつ</u>安定して<u>遂行展開</u>するための、経常的収入が・・・。」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
99	9	基準 P20 基準9 9-1-③	<p>【該当箇所・修文案】 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が<u>適切に</u>策定され、・・・</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が<u>適切に</u>策定され、・・・」</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>【理由】</p> <p>基準9-1の表現と合わせた修文。</p>	<p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
100	9	<p>基準</p> <p>P20</p> <p>基準9</p> <p>9-1-⑥</p>	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>9-1-⑥ 財務に対して、会計監査等が適正に行われ、また、財務諸表等が適切な形で作成財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</p> <p>【理由】</p> <p>表現を時系列にするための修文。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「財務に対して、会計監査等が適正に行われ、また、財務諸表等が適切な形で作成財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
101	9	<p>基準</p> <p>P20</p> <p>基準9</p> <p>9-2-①</p>	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>9-2-① 管理運営のための組織体制及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。</p> <p>【理由】</p> <p>基準9-2の表現と合わせた修文。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>原文が適切であると判断した。</p>
102	9	<p>基準</p> <p>P20</p> <p>基準9</p> <p>9-2-④</p>	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう大学の管理運営を適切に行うために、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のため・・・</p> <p>【理由】</p> <p>「大学評価基準（大学機関別認証評価）（改訂案）新旧対照表」P14には「管理運営組織には、事務組織が含まれていることを明確化」するために趣旨を改訂したとあるが、ここでは「管理運営のための組織及び事務組織」とあり、十分に任務を果たす主体が何か明確でない。むしろ、</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>原文が適切であると判断した。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			何のために職員の資質向上のための研修等を行うのかを明確にすべき。	
103	9	基準 P20 基準9 9-3-②	基本的な観点9-3-② 第1サイクルと同様、国立大学法人評価委員会による法人評価を「外部者による評価」と位置付けていいか。	【対応】 位置付けてよい。（自己評価実施要項において明示する。）
104	9	基準 P20 基準9 9-3-②	9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。 ここでいう「評価」とは、9-3-①に定める自己点検・評価の結果を基に行うもので、認証評価制度が定められる以前の大学設置基準に定められた「大学は、第1項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」との規定によるものか。 その点について明確な規定がなされていないが、国立大学法人法に定める、学外の委員により構成される経営協議会において様々な案件（自己点検評価の結果も含む。）に対して意見を聞くことは、これに該当する評価として理解してよいか。	【対応】 外部者による評価の例については、自己評価実施要項において明示する。 なお、経営協議会において意見を聞くことは、これに該当する評価としない。
105	9	基準 P20 基準9	【意見】 基準9の趣旨には「各構成員の責務と権限が明確に規定され」ることが必要とあるにもかかわらず、改訂案における基準9-2関係の基本的な観点には関係するものが見あたらない。 旧大学評価基準の基本的な観点11-2-①に由来する観点の追加が必要ではないか。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>(参考)</p> <p>旧大学評価基準の基本的な観点11-2-①「管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。」</p>	
106	10	基準 P21 基準 10	<p>あらたに、基準10として「情報公開及び説明責任」が位置づけられ、「趣旨」説明では、「これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価する」とされている。しかしながら、「基本的な観点」には「説明責任」の用語は入っておらず、趣旨と基本的な観点との間に齟齬があるのでないか。「情報が適切に公表されて」いれば、「説明責任が果たされている」ものと判断する、という立場であるか。</p> <p>「基本的な観点」に求められている情報を公表しているも、特定のステークホルダーの情報公開の要求に応えることができなければ、説明責任が果たされていないと判断され、大学としての基準が満たされていないと取られかねないが、いかがか。</p> <p>示された「基本的な観点」はすべて情報公開に関する事項であることから、表題としては、「教育研究活動等についての情報公開」とすべきではないか。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 基準の名称 「基準10 情報公開及び説明責任教育情報等の公表」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、基準の名称を変更した。 （「情報が適切に公表されて」いれば、「説明責任が果たされている」ものと判断する、という立場である。No.110を併せて参照されたい）</p>
107	10	基準 P21 基準 10	<p>趣旨の中で、さまざまなステークホルダーが「求めている情報が多種多様です。この基準では、これらの情報が適切に公表され、構成員に周知されていることが必要です。」とあるが、多種多様な情報という無限定な情報を公開せよとするのは不適切であり、明示的に限定した情報を公開せ</p>	<p>【対応】 基準の名称 「基準10 情報公開及び説明責任教育情報等の公表」</p> <p>【理由】</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			よとすべきであるとする。この意味で、説明責任という表現が拡大解釈される危険性があるので、「基準10 情報公開」とするのが妥当であるとする。	意見の趣旨を踏まえ、基準の名称を変更した。
108	10	基準 P21 基準10 10-1	情報公開及び説明責任を一つの基準としてここに統合したことは望ましいことであるとする。この趣旨には、義務と努力目標等、法令の規定に沿った解説を書くのが望ましいと思われる。	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。 基準の名称 「基準10 情報公開及び説明責任教育情報等の公表」 公表すべき情報については、自己評価実施要項において明示する。</p> <p>【理由】 情報が適切に公表されていれば、説明責任が果たされるとの立場から基準の名称を変更した。</p>
109	10	基準 P21 基準10 10-1	<p>10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、<u>説明責任が果たされていること。</u></p> <p>平成20年12月24日中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」では、「自己点検・評価の徹底は、<u>社会に対する説明責任を果たす</u>という意味でも望まれる。」とあり、説明責任を果たす対象は「社会」であることが明示されている。当基準においても「社会に対する」と明示されていないものの、同様の趣旨との理解でよいか。</p>	<p>【対応】 同様の主旨である。</p>
110	10	基準	【該当箇所・修正案】	【対応】

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
	P21 基準 10 趣旨		<p>大学は公的な教育研究機関として、大学教育に関係する者（ステークホルダー）に対し、・・・により、説明責任を果たすことが求められます。大学教育に関係する者は、入学志願者、在学者、<u>保護者</u>、卒業（修了）生の雇用者、政策策定者に加え、納税者等社会一般が考えられ、・・・多種多様です。この基準では、<u>各大学において</u>これらの情報が適切に公表され・・・について評価します。</p> <p>大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的は、・・・が必要です。</p> <p>また、教育に関する基本方針、すなわち、・・・等の情報が、大学教育に関係する者に提供されていることが求められます。</p> <p>さらに、・・・情報はもとより、<u>大学の財務の状況</u>、自己点検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状況に関する情報が適切に公表されていることが必要です。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 学校教育法施行規則の改正に係る文部科学省の通知には確かに「大学等が公的な教育機関として、・・・」とあるが、学校教育法第83条に規定するそもそもの大学の目的から、また、基準10において公表を求める情報は教育以外の情報もあるため、ここでは「教育研究機関」とする方がふさわしいのではないか。</p> <p>2) ステークホルダーを「大学教育に関係する者」とするよりも、広義に「大学に関係する者」とする方がよいのではないか。確かに学校教育法施行規則の改正により主として情報を受け取る（関係する）者は教育に関わる者であろうが、本基準ではそれ以外の情報（財務状況、自</p>	<p>次のとおり修正する。</p> <p>「大学は公的な教育機関として、大学に関係する者（ステークホルダー）に対し、・・・により、説明責任を果たすことが求められます。大学教育に関係する者は、入学志願者、在学者、<u>保護者</u>、卒業（修了）生の雇用者、政策策定者に加え、納税者等社会一般が考えられ、・・・多種多様です。この基準では、これらの情報が適切に公表され・・・について評価します。</p> <p>大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的は、・・・が必要です。</p> <p>また、教育に関する基本方針、すなわち、・・・等の情報が、大学に関係する者に提供されていることが求められます。</p> <p>さらに、・・・情報はもとより、自己点検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状況に関する情報が適切に公表されていることが必要です。」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ一部修正した。財務に関する情報の公表については、自己評価実施要項において明示する。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			<p>己点検・評価結果)の公表も求めており、貴機構が示しているステークホルダーの具体例からしても、「大学に関係する者」とする方がよいと考える。</p> <p>3) ステークホルダーの具体例として、政策策定者を挙げるというのはどうか。確かに政策策定者もステークホルダーではあるが、この例示では、社会に対する説明責任というよりも国会議員・官僚に対して説明責任を果たすという意味合いが強くなる感が否めない。むしろ、大学に進学・大学で勉強するには、志願者・在学者のみならず保護者の影響力も強いことから、「保護者（または、「その家族）」を例示として加えた方がよいのではないか。</p> <p>4) 「基準2」「基準4」「基準5」の「趣旨」における表現「この基準では、各大学の・・・について評価します」と合わせた修文。</p> <p>5) 学校教育法施行規則の改正による公表事項のほか、今回の基準の改訂による統合では、自己点検・評価の結果以外に、財務に関する情報も基準10で公表が求められていることを明確にした方がよい。</p>	
111	10	基準 P21 基準10 趣旨	<p>学校教育法施行規則等の一部改正に基づく教育研究活動等の状況についての公表すべき9項目を基本的な観点ではなく趣旨に具体的に記載した方が良いのではないかと考える。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 原文のまま適切と考える。</p>
112	10	基準 P21	<p>情報公開は、「教育研究活動等についての情報」となっていますが、大学認証評価の項目としては、基準9-1で</p>	<p>【対応】 自己評価実施要項において明示する。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
		基準 10	求める諸事項との関係上、財務内容の公開（財務諸表等）を含めることを検討する必要があります。	
113	10	基準 P21 基準 10	・本学では、大学のホームページでの広報活動を重視し、情報公開に力を入れているが、学位授与機構として、3大ポリシーやラーニングアウトカム、自己点検評価を含め教育研究活動等の状況など、「情報公開及び説明責任」の範囲を、明確に整理されたと思う。	【対応】
114	10	基準 P22 基準 10 10-1-②	10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、 <u>周知されているか。</u> 「周知」の対象が明確になっていないが、「入学志願者に対して」との理解でよいか。	【対応】 自己評価実施要項において明示する。
115	10	基準 P22 基準 10 10-1-③	【該当箇所・修正案】 10-1-③ 教育研究活動等についての情報（ <u>大学の財務の状況、自己点検・評価の結果</u> 、学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。 【理由】 上記No. 110の理由5)による修文。	【対応】 原案のままとする。なお、公表の内容については、自己評価実施要項において明示する。
116	—	基準 P23~24 用語の解説	【意見】 各種答申における用語解説を基に作成していると思われるが、例えば、用語の中における具体的例示等において、大学をミスリードしないよう、今回のパブリックコメントでの各大学からの意見を参考に再検討いただきたい。	【対応】 ご意見として承ります。
117	—	基準 全般	全般にわたって、より整理され、基準と根拠となる法令等との関係も明示され、具体的になったと考えます。	【対応】
118	—	基準 全般	国立大学法人法第35条の規定により読み替えて準用される独立行政法人法第34条第2項及び地方独立行政法	【対応】 原文のままとする。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			人法第79条では、中期目標に係る業務実績評価にあたっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとなっている。教育部分は改訂案の基準で十分と思われるが、研究部分はこの基準では不足している感が否めない。研究業績、研究費等の状況なども評価対象となるよう基準として設けてよいのではないか。	<p>【理由】</p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ地域貢献活動」の評価を実施する。内容については、機構のウェブサイトで公表している。</p>
119	—	基準全般	「地域貢献・社会貢献」について、ひとつの評価基準を設けることを提案する。学校教育法第107条では公開講座の施設を設けることができることが規定され、また、産学官連携や地域連携は、特に地方大学においては重要な課題となっているため、評価の一つの柱として十分に成り立つと思われる。	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ地域貢献活動」の評価を実施する。内容については、機構のウェブサイトで公表している。</p>
120	—	基準全般	<p>「基準」が現行の11から10に減少しているのは、現行の基準7,8と10,11を各1基準として統合し、その結果2基準を減らし、新たに「10 情報公開及び説明責任」の1基準を増やした結果のことであり、実質は1基準増加している。</p> <p>大学が自己評価をする際に、たとえ統合した1基準であれ、現行の2基準の作業量とあまり変わらず、むしろ1基準が増加した結果、実質的に作業量としては増加することとなる。</p>	<p>【対応】</p> <p>ご意見として承ります。</p>
121	—	基準全般	「基準細目」が現行の36から24に減少しているのは、複数の細目を統合した結果であり、実質的な「負担の軽減」とは思われない。	<p>【対応】</p> <p>ご意見として承ります。</p>

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
122	—	基準 全般	「観点」が99から81に減少しているのは、様々な要因があるようだが、意図が不明瞭等で、明確な理由をもって削除されたものは7,8項目ではないかと思われる。 具体的な「観点」は自己評価をする際に極めて重要な項目である。「評価の効率化（大学・評価機関双方の負担の軽減）」を掲げて観点数を減らしたというのであれば、どの観点をどのような理由で削除したのか等の具体的な説明が必要である。	【対応】 ご意見として承ります。
123	—	基準 全般	・中教審における答申や審議結果を踏まえた、「基準」の改定・追加も行われる中、今回の「大学評価基準の改定案」では、重複部分が整理され、「基準」の統合等が行われており、平成24年度以降の次期受審における評価作業が軽減されると考える。 ・有効な評価を実施するためには、今以上の削減は困難かと考えるが、今後とも更なる基準及び観点の改善をお願いしたい。	【対応】 ご意見として承ります。
124	—	基準 全般	今回の改訂案では、第2サイクルに向けて、大幅な基準の改訂が行われ、また、新たな用語も多用されているが、一方で、それらの趣旨の説明が各大学に対して十分になされていない感がある。大学評価は大学と評価機関との協働作業であるとの観点到立ち、貴機構として、適時適切に情報発信を行い、大学との共通理解を図る必要があると考える。	【対応】 説明会、シンポジウムの開催等により、大学との共通理解を図るべく努力する。
125	—	基準 全般	評価基準改定（案）では観点の整理、統合がされ、以前に比べれば評価作業は軽減できるかもしれないが、基準毎の観点の「適切な～」については、「適切」の判断基準が明確に盛り込まれていない観点がある。どこまでが適切かを	【対応】 自己評価実施要項において明示に努める。

No.	基準	該当箇所	意見等	対応（案）
			はっきり示すのが難しい部分もあるが例示を示す等して、できるだけ判断基準を明確にし、社会から理解と支持を得る必要がある。	
126	—	基準 全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能している」「適切な」「明確に」等の表現が、「基準」において多用されている。前回の自己点検・評価報告書の作成において、エビデンス収集に苦慮した。できるだけ、分析を行う際の参考・引用等の具体的な事例の整備をお願いしたい。 	<p>【対応】 自己評価実施要項において明示に努める。</p>